審査基準(公表用)

							<u>所管部</u>	(局)・課	道路課			
法	: 1	令 名	電線共同汽	構の整備等に関する	る特別措置	置法	法令の番号	平成7年	三法律第39号	ļ		
許認可等の種		等の種類	占用予定	者に対する電線共同	司溝の占月	用の許可	根拠条項	第4条	第1項			
	法第	4条第4項	(法第8条	第3項において準	用する場	合を含む。)						
審												
査												
基												
準												
	※ 法10条により、電線共同溝の建設又は増設を完了したときは、直ちに電線共同溝の占用予定者又は増設に係る電線共同溝の占用予 定者に当該電線共同溝の占用の許可をする。											
受付機関	- 1 各	士木事務所	処理 機関	道路課	交付 機関	道路課	標準処理期間標準経由期	胡間	※ 日一 日	目次 NO	2 3	